

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一条中「凶り、及び原子力事業の健全な発達に資する」を「凶る」に改める。

第三条第一項ただし書中「異常に巨大な天災地変又は」を削る。

第七条第一項中「千二百億円」を「十兆四千億円」に改める。

第十八条の改正規定中「改める」を『改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える』に改め、同改正規定に次のように加える。

3 審査会は、前項第二号の指針について、少なくとも毎年一回検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

4 審査会は、第二項第二号の指針を定め、又は前項の検討を行うに当たっては、被害者及びその関係者の意見を聴かなければならない。

附則第一条ただし書中「限る。」の下に「、第一条の改正規定」を加え、「附則第三条、第四条、第七

条及び第八条」を「附則第四条、第五条及び第八条から第十条まで」に改める。

附則第八条中「第四条及び第六条」を「第三条、第五条及び第七条」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条のうち第七章中第一百五十七条の次に二条を加える改正規定中「附則第四条」を「附則第五条」に改め、附則第七条を附則第八条とし、附則第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第二条の見出しを削り、同条中「原子力事業者をいう。」の下に「附則第十条第二項において同じ。」を加え、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にその発生の原因となった異常に巨大な天災地変が生じた原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律第二条第二項に規定する原子力損害をいう。附則第十条第一項及び第二項において同じ。）の免責については、この法律による改正後の同法第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第十条 政府は、少なくとも三年ごとに、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（次項及び第四項において「平成二十三年原子力事故」という。）により生じた原子力損害の額を踏まえ、この法律による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第七条第一項の賠償措置額の引上げについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、速やかに、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律第十六条の規定による国の援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方その他の原子力損害の賠償に関する制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、速やかに、原子力事故が生じた場合における国の責任の在り方を明確にする観点から、国の責任において行う被害者の救済に係る制度等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前二項の検討を行うに当たっては、平成二十三年原子力事故の被害者及びその関係者の意見を

反映させるために必要な措置を講ずるものとする。